３．避難拠点を活用した災害時の安否確認の仕組み

安否確認の仕組み

災害時に自力で避難することが困難な方について、練馬区では、平成19年度から「災害時要援護者名簿」を作成し、ご本人や代理人からの申請により名簿への登録を進めてきました。平成30年度に、名称を災害対策基本法に規定された「避難行動要支援者名簿」に変更し、下記の要件に該当する方は区が名簿に自動的に登録することとなりました。その他の自力避難が困難な方は、ご本人や代理人からの申請により名簿に登録されます。

区では、この名簿を避難拠点に配備し、災害時に要支援者の安否確認等を確実・迅速に行えるように仕組みを構築しています。また、外部提供に同意のあった方の名簿については、民生・児童委員および受領を希望する防災会等のほか、地域包括支援センター、消防署、警察署にも提供し、要支援者を支援する地域の活動に活用しています。

【名簿に自動登録される方】
①介護保険の要介護3以上の認定を受けている方
②身体障害者手帳（1級～2級）をお持ちの方
③愛の手帳（1度～4度）をお持ちの方
④精神障害者保健福祉手帳１級をお持ちの方

安否確認の手順

震度5弱以上の地震が発生した場合、民生・児童委員や防災会、災害ボランティア等が指定された避難拠点に参集し、区要員の割り振りのもと、協力して安否確認を行います。必要に応じて、避難者にも協力をお願いします。

※すでに町会・自治会等で安否確認の仕組みが構築されている場合には、新たな仕組みに変更する必要はありません。安否確認の開始および結果を避難拠点までお知らせいただけるようお願いします。

※避難拠点の避難者名簿からも安否確認を行います。

※安否確認中に、要救助者がいた場合は、避難誘導や防災機関への救助依頼等を行います。